

認定社会福祉士認証・認定機構研修認証基準細則（2012年細則第2号）第2条表中でオンラインを活用した研修を認める場合の基準

（2024年1月24日業務執行会議）

認定社会福祉士認証・認定機構研修認証基準細則（2012年細則第2号）第2条表中でオンラインを活用した研修を認める場合の基準は、次のとおりとする。

1. オンラインを活用した研修の研修認証を受けようとする場合は、次に掲げる要件を満たしていること。

- ①適切な出席管理が行えること
- ②受講者からの質疑へ対応ができること。なお、演習については、講師との対話や受講者同士の双方向性が担保されていること
- ③通信トラブルに対するリスク管理が行えること

2. オンラインを活用した研修の実施形態は次のとおりとする。

実施形態	内容	備考
ライブリアルタイム配信	撮影している講義等をリアルタイムで配信する形式	講義・演習共に認める。
オンデマンド配信	収録した講義等のビデオを後日配信し、受講者の都合に合わせて視聴できる形式 （なお、後日配信には、日にちを指定しての配信もあり得る）	オンデマンド配信で学習した内容は、演習において講義内容をふまえた討議テーマを設定する等の工夫が必要。
ハイフレックス型	集合研修（対面授業）とライブリアルタイム配信のオンライン研修とを同時一体的に行う実施形態	講義のみ認める。
ブレンド型	集合研修（対面授業）とオンライン研修とを行き来する実施形態。この場合のオンラインは、ライブリアルタイム配信の場合もあれば、オンデマンド配信の場合もある	

附 則

（施行期日）

この基準は、2024年4月1日から施行する。

（経過措置）

この基準の施行日前に認証された研修については、本基準を満たしていれば、有効期間内は変更の届け出を不要とする。